

# 長野県和算研究会 会則

第1条（名称） 本会を長野県和算研究会と称する。

第2条（目的） 本会は長野県を中心とした数学史の研究と普及を図り、会員相互の連絡ならびに協力を行うことを目的とする。

第3条（活動） 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 総会、講習会、研究会、会報発行
- (2) その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員） 会員は本会の趣旨に賛同し所定の会費を納入したものとする。ただし、大学生以下は会費を免除する。

第5条（役員） 本会に次の役員をおく。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	1名
幹事長	1名（事務局と会計を含む）
幹事	若干名

第6条（役員の任期） 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条（総会） 本会は隔年に総会を開き、前期の事業・会計報告、新期の計画等を審議する。

第8条（会計）

- (1) 本会の会費は、年額2,000円とする。ただし、大学生以下の会員は免除する。
- (2) 会計年度は、4/1～3/31とし、監査は2年分をまとめて行う
- (3) 本研究会運営のために支出した代金については、領収書等を添えて、事務局に支払いの申請をする。
- (4) 会計事務は、幹事長が行う。

第9条（旅費） 本会の運営のために開催される会議には、旅費を支給する。

ただし、総会、講習会、研究会についてはこれを適用しない

- (1) 事前に会長の承認を得、事務局に申請する事とする。
- (2) 支給額は、往復交通費の実費とする。  
自家用車を使用する場合は、走行距離（km）\*15円とする。  
ただし、10km未満の場合は支給しない。  
遠距離のため高速道路を使用した場合、その実費も支払う

第10条（本会の所在） 本会の所在は、幹事長の住所とする。

付 則 本会会則は平成11年2月13日より施行する。

一部改正（会計事務の件）	平成13年5月26日	第2回総会にて
一部改正（大学生以下会員の件）	平成23年9月10日	第6回総会にて
一部改正（本会の所在）	平成25年5月26日	第9回幹事会にて
一部改正（旅費）	平成27年4月18日	第11回幹事会にて